発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2019年12月26日
【発行者の名称】	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　水嶋　浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5208-5739
【事務連絡者氏名】	管理部長　山岡　憲治
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅　卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス http://www.simplex-f-holdings.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第3　4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
決算年月		2017年 ９月	2018年 ９月	2019年 ９月	2018年 ３月	2019年 ３月
営業収益	（千円）	2,907,042	2,658,600	2,097,237	10,088,008	5,511,326
経常利益	（千円）	1,570,638	1,284,083	724,926	5,094,255	1,372,432
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（千円）	1,062,883	975,774	528,922	3,648,086	1,075,692
中間包括利益又は包括利益	（千円）	1,088,382	1,039,587	511,222	3,601,798	1,118,907
純資産額	（千円）	4,537,048	6,569,412	4,587,539	7,050,465	6,648,732
総資産額	（千円）	5,354,129	7,232,360	5,062,393	10,825,987	8,253,892
１株当たり純資産額	（円）	211.22	460.04	2,184.54	328.23	465.60
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	―	―	―	―	―
１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	19.17	46.45	49.81	94.74	60.93
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	84.7	90.8	90.6	65.1	80.6
自己資本利益率	（%）	23.1	14.3	9.4	62.2	15.7
株価収益率	（倍）	1.3	4.5	4.2	2.2	3.5
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	159,153	△1,069,730	606,844	4,461,339	△908,716
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△297,615	△1,866,139	△3,515	△398,582	△87,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,222,078	△1,520,640	△2,580,834	△1,222,078	△1,520,640
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	3,383,680	3,139,334	3,032,191	7,509,831	5,067,349
従業員数	（人）	43	45	47	43	44

（注）１．第 12 期及び第 13 期の連結財務諸表、第 12 期、第 13 期及び第 14 期の中間連結財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
２．営業収益には、消費税等は含まれておりません。
３．当社は、2017 年 10 月１日付及び 2019 年 10 月１日付でそれぞれ普通株式１株につき 10 株の割合で株式分割を実施しておりますが、第 12 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり情報を算定しております。
４．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
５．１株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
６．臨時従業員は含まれておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社）					
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(注)1、2	東京都千代田区	370百万円	投資運用業	100.0	役員の兼任
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	100.0	役員の兼任
シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド(注)1、2	香港	50万香港ドル	投資運用業、投資信託事務委託業	100.0	役員の兼任
（持分法適用関連会社）					
株式会社シンプレクス・インスティテュート	東京都港区	100百万円	教育サービス	33.8	―

（注） 1. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドは、特定子会社に該当いたします。

2. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く）の連結営業収益に占める割合が 10%を超えております。当中間連結会計期間における主要な損益情報等は、以下のとおりであります。

会社名	営業収益（千円）	経常利益（千円）	中間純利益（千円）	純資産額（千円）	総資産額（千円）
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	1,714,812	499,798	341,318	1,550,546	1,950,069
シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	856,327	248,974	211,751	1,477,931	1,788,119

４【従業員の状況】

(１) 連結会社の状況

2019年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
投資運用・顧問業	47
合計	47

（注） 従業員数は就業人員であり、当社グループの全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

(２) 提出会社の状況

2019年９月30日現在、従業員はおりません。

（注）１.当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては、子会社のシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の従業員兼務（７名）にて実施しております。

２.従業員数には子会社との兼務者は含まれておりません。

(３) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

(１) 業績

当社グループの当中間連結会計期間末における運用資産残高は6,512億円となりました。

運用資産残高に基づく基本報酬は前年同期比5.6%減の20億17百万円、成功報酬（ファンドの業績によって計上する報酬）は同84.7%減の79百万円と減少し、この結果、営業収益は同21.1%減の20億97百万円、経常利益は同43.5%減の7億24百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同45.8%減の5億28百万円となりました。

また、当社グループは投資運用・顧問業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(２) キャッシュ･フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、30億32百万円（前連結会計年度末は、50億67百万円）となり、20億35百万円減少しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは6億6百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益7億24百万円の計上がされたことのほか、未払金の減少13億39百万円及び法人税等の還付額及び還付加算金の受取による収入9億12百万円があったことによるものであります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは3百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出があったことによるものです。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは25億80百万円の支出となりました。これは主に、自己株式の取得による支出があったことによるものです。

２【生産、受注及び販売の状況】

(１) 生産実績

該当事項はありません。

(２) 受注実績

該当事項はありません。

(３) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	営業収益(千円)	前年同期比(%)
投資運用・顧問業	2,097,237	78.9
計	2,097,237	78.9

（注）１.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２.営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（4）運用資産残高

期末及び中間期末運用資産残高の推移

（単位：億円）

	2018年3月	2019年3月	2019年9月
非上場投資信託等	4,108	4,045	5,021
上場投資信託	1,546	1,297	1,490
合計	5,655	5,343	6,512

（注）金額は、時価純資産額であり、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

2019年７月31日に担当J-Adviserの異動があったため、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクのほか、担当J－Adviserとの契約の解除に関する事項に係る事業等のリスクを変更しました。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

担当 J－Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser契約上の義務＞

- 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

（1） 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。） 第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条

に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(２)　銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(３)　破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合には当該（ａ）から（ｃ）までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

（ａ）当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

（ｂ）当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

（ｃ）当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）　当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(４)　前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（ａ）から（ｃ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（ａ）次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ　当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

ロ　当社が前号（ｃ）に規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号（ｃ）に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

（ｂ）当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

ロ　前（ａ）のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ｃ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当

でないと認められるものでないこと

(５)　事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる場合には当該（ａ）から（ｃ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（ａ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

イ　TOKYO PRO Marketの上場株券等

ロ　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

（ｂ）当社が、前（ａ）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

（ｃ）当社が、（ａ）及び前（ｂ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号（ｂ）の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(６)　不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

(７)　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

(８)　発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(９)　虚偽記載又は不適正意見等

次の（ａ）又は（ｂ）に該当する場合

（ａ）当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

（ｂ）当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

(１０) 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(１１) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(１２) 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(１３) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(１４) 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(１５) 株主の権利の不当な制限

当社が次の（ａ）から（ｇ）までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

（ａ）買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
（ｂ）ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
（ｃ）拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
（ｄ）TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
（ｅ）TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
（ｆ）議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定
（ｇ）株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(１６) 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(１７) 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

(１８) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

５【経営上の重要な契約等】
該当事項はありません。

６【研究開発活動】
該当事項はありません。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】
該当事項はありません。

２【主要な設備の状況】
該当事項はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】
該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

(１)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株)（2019年9月30日）	公表日現在発行数(株)（2019年12月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	11,790,000	210,000	2,100,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	11,790,000	210,000	2,100,000	―	―

（注）１.2019年８月６日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2019年８月20日付で発行済株式数が1,218,000株減少しております。

２.2019年９月10日開催の取締役会決議により、2019年10月１日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式数は1,890,000株増加し、2,100,000株となっております。

(２)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(３)【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(４)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(５)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年8月24日 (注)１	△505,200	214,800	―	370,000	―	―
2017年10月1日 (注)２	1,933,200	2,148,000	―	370,000	―	―
2018年９月28日 (注)３	△720,000	1,428,000	―	370,000	―	―
2019年8月20日 (注)４	△1,218,000	210,000	―	370,000	―	―
2019年10月1日 (注)５	1,890,000	2,100,000	―	370,000	―	―

(注) １.2017年８月１日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2017年８月24日付で発行済株式数を505,200株消却したことによる減少であります。

２.2017年９月12日開催の取締役会決議に基づき、2017年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を実施していることによる増加であります。

３.2018年９月18日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2018年９月28日付で発行済株式数を720,000株消却したことによる減少であります。

４.2019年８月６日開催の取締役会において決議した自己株式の消却により、2019年８月20日付で発行済株式数を1,218,000株消却したことによる減少であります。

５.2019年９月10日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を実施していることによる増加であります

(６)【所有者別状況】

2019年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	2	―	―	2	4	―
所有株式数(単元)（注）	―	―	―	2,200	―	―	18,800	21,000	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	10.5	―	―	89.5	100.0	―

(７)【大株主の状況】

2019年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
シンプレクス株式保有組合（注）１	東京都千代田区一番町4番25号	104,000	49.5
水嶋　浩雅（注）１，２	東京都渋谷区	84,000	40.0
株式会社OFFICE M（注）１	東京都港区六本木4丁目３番35号	21,000	10.0
株式会社SIMPLEX（注）１	東京都千代田区丸の内1丁目５番１号	1,000	0.5
計	―	210,000	100.0

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
３．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(８)【議決権の状況】
①【発行済株式】

2019年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 210,000	2,100	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	210,000	―	―
総株主の議決権	―	2,100	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第３号に該当する普通株式の取得

(１)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(２)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
取締役会（2019年８月６日）での決議状況 （取得期間 2019年８月７日）	1,218,000	2,572,416
最近連結会計期間前における取得自己株式	－	－
当中間連結会計期間における取得自己株式	1,218,000	2,572,416
残存決議株式の総数及び価額の総額	－	－
当中間連結会計期間の末日現在の未行使割合（%）	－	－
最近連結会計期間における取得自己株式	－	－
公表日現在の未行使割合（%）	－	－

(３)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(４)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当中間連結会計期間		最近連結会計期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	1,218,000	2,572,416	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（－）	－	－	－	－
保有自己株式数	－	－	－	－

3【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	－	－	－	－	2,112	－
最低（円）	－	－	－	－	2,112	－

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

4【役員の状況】

2019年6月27日の発行者情報提出後、当発行者情報提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(１) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）並びに同規則第48条及び第69条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である投資運用・顧問業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(２) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、中間連結会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2019年３月31日）		当中間連結会計期間 （2019年９月30日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,067,349		3,032,191
直販顧客分別金信託		100		100
前払費用		22,759		32,813
未収委託者報酬		1,123,596		690,383
未収運用受託報酬		20,621		20,181
未収還付法人税等		952,835		254,624
未収還付消費税等		96,067		－
その他		51,149		81,886
流動資産合計		7,334,478		4,112,180
固定資産				
有形固定資産				
建物付属設備（純額）	*1	12,135	*1	10,666
器具備品（純額）	*1	5,102	*1	7,200
使用権資産(純額)	*1	－	*1	24,896
有形固定資産合計		17,238		42,763
無形固定資産				
電話加入権		761		761
無形固定資産合計		761		761
投資その他の資産				
投資有価証券		791,913		793,276
関係会社株式		29,771		34,292
長期差入保証金		79,058		78,868
長期前払費用		670		248
繰延税金資産		0		0
投資その他の資産合計		901,413		906,687
固定資産合計		919,413		950,212
資産合計		8,253,892		5,062,393

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2019年３月31日）	当中間連結会計期間 （2019年９月30日）
負債の部		
流動負債		
預り金	83,505	83,660
未払金	1,427,756	81,409
未払費用	22,414	26,370
未払法人税等	－	192,195
未払消費税等	716	11,754
前受金	9,121	9,130
リース債務	－	16,684
流動負債合計	1,543,514	421,205
固定負債		
資産除去債務	24,654	24,774
リース債務	－	8,211
繰延税金負債	36,991	20,661
固定負債合計	61,645	53,648
負債合計	1,605,160	474,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	370,000	370,000
利益剰余金	6,304,294	4,260,800
株主資本合計	6,674,294	4,630,800
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,168	41,754
為替換算調整勘定	△ 47,729	△ 85,015
その他の包括利益累計額合計	△ 25,561	△ 43,261
純資産合計	6,648,732	4,587,539
負債純資産合計	8,253,892	5,062,393

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 2018年４月１日 至 2018年９月30日）		当中間連結会計期間 （自 2019年４月１日 至 2019年９月30日）	
営業収益				
委託者報酬		2,591,801		2,043,558
運用受託報酬		66,798		53,679
営業収益合計		2,658,600		2,097,237
営業費用及び一般管理費	*1	1,476,003	*1	1,356,729
営業利益		1,182,596		740,508
営業外収益				
受取利息		15,807		13,607
為替差益		80,868		－
受取配当金		－		160
還付加算金		285		5,091
持分法による投資利益		4,738		4,521
その他		7		－
営業外収益合計		101,707		23,380
営業外費用				
支払利息		－		270
為替差損		－		38,471
その他		220		220
営業外費用合計		220		38,962
経常利益		1,284,083		724,926
税金等調整前中間純利益		1,284,083		724,926
法人税、住民税及び事業税		305,469		211,838
法人税等調整額		2,839		△ 15,834
法人税等合計		308,309		196,003
中間純利益		975,774		528,922
非支配株主に帰属する中間純利益		－		－
親会社株主に帰属する中間純利益		975,774		528,922

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 2018年４月１日 至 2018年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2019年４月１日 至 2019年９月30日）
中間純利益	975,774	528,922
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△ 31,445	19,586
為替換算調整勘定	95,258	△ 37,285
その他の包括利益合計	63,812	△ 17,699
中間包括利益	1,039,587	511,222
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	1,039,587	511,222
非支配株主に係る中間包括利益	―	―

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2018年４月１日　至　2018年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	370,000	6,749,241	－	7,119,241
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益	－	975,774	－	975,774
自己株式の取得	－	－	△ 1,520,640	△ 1,520,640
自己株式の消却	－	△ 1,520,640	1,520,640	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	△ 544,865	－	△ 544,865
当中間期末残高	370,000	6,204,375	－	6,574,375

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	37,005	△ 105,782	△ 68,776	7,050,465
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	－	975,774
自己株式の取得	－	－	－	△ 1,520,640
自己株式の消却	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 31,445	95,258	63,812	63,812
当中間期変動額合計	△ 31,445	95,258	63,812	△ 481,052
当中間期末残高	5,559	△ 10,523	△ 4,963	6,569,412

当中間連結会計期間（自　2019年４月1日　至　2019年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	370,000	6,304,294	－	6,674,294
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益	－	528,922	－	528,922
自己株式の取得	－	－	△ 2,572,416	△ 2,572,416
自己株式の消却	－	△ 2,572,416	2,572,416	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	△ 2,043,493	－	△ 2,043,493
当中間期末残高	370,000	4,260,800	－	4,630,800

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	22,168	△ 47,729	△ 25,561	6,648,732
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	－	528,922
自己株式の取得	－	－	－	△ 2,572,416
自己株式の消却	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,586	△ 37,285	△ 17,699	△ 17,699
当中間期変動額合計	19,586	△ 37,285	△ 17,699	△ 2,061,193
当中間期末残高	41,754	△ 85,015	△ 43,261	4,587,539

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 2018年４月１日 至 2018年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2019年４月１日 至 2019年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,284,083	724,926
減価償却費	2,958	11,208
支払利息	－	270
受取利息及び受取配当金	△ 15,807	△ 13,767
還付加算金	△ 285	△ 5,091
為替差損益（△は差益）	△ 126,683	51,505
持分法による投資損益（△は投資利益）	△ 4,738	△ 4,521
前払費用の増減額（△は増加）	△ 1,896	△ 10,095
長期前払費用の増減額（△は増加）	△ 1,099	421
未収委託者報酬の増減額（△は増加）	1,490,175	414,769
未収運用受託報酬の増減額（△は増加）	2,657	439
未収還付法人税等(外形)の増減額(△は増加)	－	△ 876
未収還付消費税等の増減額(△は増加)	－	96,067
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 11,974	△ 30,754
預り金の増減額（△は減少）	13,129	154
未払金の増減額（△は減少）	△ 2,373,556	△ 1,339,958
未払費用の増減額（△は減少）	△ 192	4,017
前受金の増減額（△は減少）	9,773	9
未払法人税等（外形）の増減額（△は減少）	△ 30,161	17,612
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 133,268	11,038
小計	103,112	△ 72,624
利息及び配当金の受取額	14,823	11,659
法人税等の支払額	△ 1,420,492	△ 244,591
法人税等の還付額及び還付加算金の受取額	232,825	912,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,069,730	606,844
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(△は増加)	△ 1,790,591	－
有形固定資産の取得による支出	△ 1,211	△ 3,579
投資有価証券の取得による支出	△ 73,370	－
長期差入保証金の差入による支出	△ 1,277	△ 2,026
長期差入保証金の返還による収入	311	2,090
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,866,139	△ 3,515
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	－	△ 8,147
利息の支払額	－	△ 270
自己株式の取得による支出	△ 1,520,640	△ 2,572,416
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,520,640	△ 2,580,834
現金及び現金同等物に係る換算差額	86,013	△ 57,652
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 4,370,496	△ 2,035,158
現金及び現金同等物の期首残高	7,509,831	5,067,349
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 3,139,334	*1 3,032,191

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１.連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド

２.持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数　　１社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社シンプレクス・インスティテュート

３.連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

４.会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備　　10 年～18 年

器具備品　　3 年～15 年

② 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間連結会計期間の計上額はありません。

（4）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（5）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（6）その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外子会社は、当中間連結会計期間より、国際財務報告基準第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。 IFRS 第 16 号の適用については、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。この結果、当中間連結会計期末の中間連結貸借対照表において有形固定資産の「使用権資産 （純額）」として 24,896 千円、流動負債及び固定負債の「リース債務」としてそれぞれ 16,684 千円及び 8,211 千円が計上されており

ます。なお、この変更による当中間連結会計期間の損益に与える影響額は軽微であります。

（中間連結貸借対照表関係）

＊１有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2019 年３月 31 日）	当中間連結会計期間 （2019 年９月 30 日）
建物付属設備	49,714 千円	51,066 千円
器具備品	29,969 千円	30,355 千円
使用権資産	－千円	8,089 千円
計	79,684 千円	89,511 千円

（中間連結損益計算書関係）

＊１営業費用及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2018 年４月１日 至　2018 年９月 30 日）	当中間連結会計期間 （自　2019 年４月１日 至　2019 年９月 30 日）
支払手数料	180,864 千円	168,098 千円
委託調査費	146,096 千円	40,343 千円
給与及び手当	941,959 千円	934,039 千円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2018 年４月１日　至　2018 年９月 30 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当連結会計年度 期首	増加	減少	当中間連結会計 期間末
普通株式	2,148,000	－	720,000	1,428,000
合計	2,148,000	－	720,000	1,428,000

（変動事由の概要）

2018年９月18日の取締役会の決議により自己株式の消却による減少　720,000株

自己株式に関する事項　　（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式	―	720,000	720,000	―
合計	―	720,000	720,000	―

（変動事由の概要）

2018 年９月 18 日の取締役会の決議により自己株式の取得による増加　720,000 株

2018 年９月 18 日の取締役会の決議により自己株式の消却による減少　720,000 株

当中間連結会計期間（自　2019 年４月１日　至　2019 年９月 30 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式	1,428,000	―	1,218,000	210,000
合計	1,428,000	―	1,218,000	210,000

（変動事由の概要）

2019年８月６日の取締役会の決議により自己株式の消却による減少　1,218,000株

自己株式に関する事項　　（単位：株）

	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式	―	1,218,000	1,218,000	―
合計	―	1,218,000	1,218,000	―

（変動事由の概要）

2019 年８月６日の取締役会の決議により自己株式の取得による増加　1,218,000 株

2019 年８月６日の取締役会の決議により自己株式の消却による減少　1,218,000 株

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

＊1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2018 年４月１日 至　2018 年９月 30 日）	当中間連結会計期間 （自　2019 年４月１日 至　2019 年９月 30 日）
現金・預金	5,263,392 千円	3,032,191 千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△2,124,057 千円	－千円
現金及び現金同等物	3,139,334 千円	3,032,191 千円

（リース取引関係）

1.ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・使用権資産　主として、オフィスの賃借であります。

② リース資産の減価償却の方法

使用権資産の減価償却の方法は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４.会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2.オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2019年３月31日）	当中間連結会計期間 （2019年９月30日）
１年内	82,147	63,443
１年超	175,754	126,887
合計	257,902	190,330

（注）当中間連結会計期間におけるオペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料の減少は、主として（会計方針の変更）に記載のとおり、在外子会社において、当中間連結会計期間から IFRS 第 16 号を適用したことによるものであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、

時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注 2）

前連結会計年度（2019 年３月 31 日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,067,349	5,067,349	－
(2) 未収委託者報酬	1,123,596	1,123,596	－
(3) 未収運用受託報酬	20,621	20,621	－
(4) 未収還付法人税等	952,835	952,835	－
(5) 未収還付消費税等	96,067	96,067	－
(6) 長期差入保証金	79,058	79,058	－
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	736,548	736,548	－
資産計	8,076,076	8,076,076	－
(1) 未払金	1,427,756	1,427,756	－
(3) 未払消費税等	716	716	－
負債計	1,428,472	1,428,472	－

当中間連結会計期間（2019 年９月 30 日）

（単位：千円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,032,191	3,032,191	－
(2) 未収委託者報酬	690,383	690,383	－
(3) 未収運用受託報酬	20,181	20,181	－
(4) 未収還付法人税等	254,624	254,624	－
(6) 長期差入保証金	78,868	78,868	－
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	739,391	739,391	－
資産計	4,815,640	4,815,640	－
(1) 未払金	81,409	81,409	－
(2) 未払法人税等	192,195	192,195	－
(3) 未払消費税等	11,754	11,754	－
負債計	285,359	285,359	－

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（資産）

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収還付法人税等、(5) 未収還付消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 （2019年３月31日）	当中間連結会計期間 （2019年９月30日）
非上場株式等	55,364	53,885

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(7) 投資有価証券　その他有価証券」に含めておりません。

（有価証券関係）

１. その他有価証券

前連結会計年度（2019年３月31日）

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託受益証券	561,299	496,791	64,508
小計	561,299	496,791	64,508
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	175,249	218,931	△43,682
小計	175,249	218,931	△43,682
合計	736,548	715,722	20,825

（注）非上場株式等（連結貸借対照表計上額55,364千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（2019年９月30日）

（単位：千円）

区分	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託受益証券	547,695	464,429	83,265
小計	547,695	464,429	83,265
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	191,696	233,565	△41,869
小計	191,696	233,565	△41,869
合計	739,391	697,994	41,396

（注）非上場株式等（中間連結貸借対照表計上額53,885千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2018年4月１日 至　2019年３月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年4月１日 至　2019年９月30日）
期首残高	24,417千円	24,654千円
時の経過による調整額	237千円	120千円
中間期末（期末）残高	24,654千円	24,774千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2018 年４月１日　至　2018 年９月 30 日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,591,801	66,798	2,658,600

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,669,015	938,241	51,343	2,658,600

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益が 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

当中間連結会計期間（自　2019 年４月１日　至　2019 年９月 30 日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,043,558	53,679	2,097,237

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,216,826	836,588	43,821	2,097,237

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	香港	合計
17,070	25,693	42,763

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益が 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2019年３月31日）	当中間連結会計期間 （2019年９月30日）
１株当たり純資産額	465円60銭	2,184円54銭

１株当たり中間純利益額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2019年４月１日 至　2019年９月30日）
１株当たり中間純利益	46円45銭	49円81銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額	975,774千円	528,922千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額	975,774千円	528,922千円
期中平均株式数	21,007,870株	10,619,344株

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．当社は、2019 年 10 月１日付で普通株式１株につき普通株式 10 株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり中間純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

１.株式の分割について

当社は、2019 年９月 10 日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

(1)　株式分割の目的

投資単位あたりの金額の引下げ及び株式の流動性向上により、株主価値の更なる向上を図ることを目的としております。

(2)　株式分割の概要

①　分割の方法

2019 年９月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき、10 株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	210,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,890,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,100,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019 年９月 10 日
基準日	2019 年９月 30 日
効力発生日	2019 年 10 月１日

(3) １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり中間純利益」につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

２.株式の取得による持分法適用関連会社化

当社は、2019 年 11 月 28 日開催の取締役会において、現金を対価としてストームハーバー証券株式会社の普通株式 30.1%を取得することを決議し、2019 年 12 月 17 日付で同社の株式を取得いたしました。同社は当社の持分法適用会社となります。

(1) 被取得企業の概要

名称	ストームハーバー証券株式会社
資本金	390 百万円
事業内容	第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業

(2) 株式取得の主な理由

当社グループの金融プロダクトの営業力の強化を図るため

(3) 株式取得日

2019 年 12 月 17 日

(4) 取得価格

158,885 千円

(5) 取得した株式の数ならびに取得後の持分比率

1,309 株　30.1%

(2)【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月26日

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三上和彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　倉持奈美子

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上